

関 係 法 令 抜 粹

(保管場所確保の義務付け関係)

<小型船舶の登録等に関する法律>

(登録の一般的効力)

第3条 小型船舶は、小型船舶登録原簿（以下「原簿」という。）に登録を受けたものでなければ、これを航行の用に供してはならない。（以下略）

(新規登録及び測度)

第6条 登録を受けていない小型船舶の登録（以下「新規登録」という。）を受けようとする場合には、その所有者は、国土交通大臣に対し、新規登録の申請をし、かつ、当該船舶を提示しなければならない。

2 国土交通大臣は、前項の申請があった場合には、(中略) 次に掲げる事項及び (中略) 船舶番号を原簿に記載することによって新規登録を行わなければならない。

- (1) 船舶の種類
- (2) 船籍港
- (3) 船舶の長さ、幅及び深さ
- (4) 総トン数
- (5) 船体識別番号
- (6) 推進機関を有するものにあつては、その種類及び形式
- (7) 所有者の氏名又は名称及び住所
- (8) 登録年月日

<小型船舶登録規則>

(定義)

第1条 (中略)

2 この省令において「船籍港」とは、小型船舶を通常保管する場所が所在する市町村（特別区を含む。）の名称をいう。

<広島県プレジャーボートの係留保管の適正化に関する条例>

(定義)

第2条 (中略)

- (3) 係留保管 プレジャーボートを、水上においては浮棧橋若しくは係船くい等につなぎ留め、又は係船浮標を用いて係留させ、陸上においては船台等に定置させるなどして保管することをいう。

(4) 係留保管施設 プレジャーボートを係留保管するために整備した次に掲げる施設をいう。

ア 国又は地方公共団体が設置した施設

イ 国又は地方公共団体以外の者が、法令に定める手続を経て設置した施設

(5) 放置 プレジャーボートが係留保管施設又は正当な権原に基づき係留保管を行う場所（以下「係留保管施設等」という。）以外の場所に係留保管されている状態をいう。

（所有者の責務）

第3条 所有者等は、係留保管施設等を確保し、プレジャーボートを適正に係留保管しなければならない。

<自動車の保管場所の確保等に関する法律>

（保管場所の確保）

第3条 自動車の保有者は、道路上の場所以外の場所において、当該自動車の保管場所（中略）を確保しなければならない。

（保管場所の確保を証する書面の提出等）

第4条 道路運送車両法第4条に規定する処分（中略）を受けようとする者は、当該行政庁に対して、警察署長の交付する道路上の場所以外の場所に当該自動車の保管場所を確保していることを証する書面で政令で定めるものを提出しなければならない。（以下略）

<道路運送車両法>

（登録の一般的効力）

第4条 自動車（軽自動車、小型特殊自動車及び二輪の小型自動車を除く。（中略））は、自動車登録ファイルに登録を受けたものでなければ、これを運行の用に供してはならない。（以下略）